

重要事項説明書

社会福祉法人 恵心会
介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

R 8 年 6 月 1 日 改訂

目 次

介護保険施設サービス	1
短期入所療養介護	10
介護予防短期入所療養介護	20
通所リハビリテーション	30
介護予防通所リハビリテーション	38
訪問リハビリテーション	45
指定居宅介護支援事業所	52

介護保健施設サービス 重要事項説明書

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

令和 8 年 6 月 1 日改定

夕陽ヶ丘 介護保健施設サービス 重要事項説明書

1. 施設の概要

1-(1) 事業者・法人名

事業者の名称	社会福祉法人 恵心会
代表者名(理事長)	大橋 清秀

1-(2) 施設名

施設の名称	介護老人保健施設 夕陽ヶ丘
施設長名	中村 誠司
施設の所在地	浜田市国分町955番地1
電話番号	0855-24-8800
FAX番号	0855-24-8801
ホームページアドレス	http://www.yuuhigaoka.org/
利用定員	60人
サービス提供地域	浜田市、江津市
開設年月日	平成12年1月1日

1-(3) 事業者が実施する事業

事業の種類	事業所名	事業所番号	利用定員
介護保健施設サービス(入所) 短期入所療養介護(ショート) 介護予防短期入所療養介護(ショート)	介護老人保健施設夕陽ヶ丘	3250780008	60人
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	夕陽ヶ丘通所リハビリテーション		35人
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	3270700796	
居宅介護支援	夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所	3270700333	

※介護老人保健施設夕陽ヶ丘の利用定員(60人)は、入所と短期入所を合わせた人数です。短期入所の利用定員は、入所ベッドの空床利用とさせていただきます。

1-(4) 目的

当施設は、施設に入所して医学的管理の下での看護・介護・リハビリテーションを提供することで、利用者の能力に応じた自立生活が営めるように支援します。そして1日でも早く在宅復帰できるように支援します。そして在宅で生活されている方が、安心かつ安全に生活できるように支援します。そのために短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションや居宅介護支援といった在宅サービスを提供し、地域の皆様の在宅生活を包括的に支援することを目的としています。この目的に沿って、当施設では以下の運営方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

1-(5) 運営方針

- ① 施設サービス計画に基づいて、看護・介護・リハビリ等の総合的な施設サービスを提供いたします。また、それぞれの利用者が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② 明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の意思と人格を尊重して接します。利用者の立場に立ったサービスを提供し、早期の家庭復帰を目指します。
- ③ 地域の方の生活を支援します。短期入所療養介護、通所リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援等の在宅サービスの機能を活かし、地域包括ケアの拠点となることを目指します。

- ④ 地域や家庭との連携を重視し、開かれた施設を目指します。このため行政・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所・保健医療サービスまたは福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

1-(6)施設の構造

敷 地	8,733.0m ²
建物 延床面積	2,984.9m ²
建 物 構 造	鉄骨造1階建(耐火建築)

1-(7)居室 一般棟 (48名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	4	58.68m ²	14.67m ²
4人部屋	11	370.04m ²	8.41m ²

1-(8)居室 認知棟 (12名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	8	81.20m ²	10.15m ²
4人部屋	1	39.44m ²	9.86m ²

1-(9)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
食 堂	3	252m ²	4.2m ²
機能訓練室	1	180m ²	
一般浴室	2	39m ²	入所1、デイ1
特殊浴室	1	25m ²	
診 察 室	1	16m ²	
薬 剤 室	1	16m ²	
デイルーム	1	222m ²	

2. 従業員の職種、員数、職務の内容

2-(1)職員の配置

※状況によって、下記の員数は前後しますが、「指定基準」以上は配置しています。(R6. 11)

従業員の職種	員数	常 勤	非常勤	常勤換算後の員数	指定基準 (60人)	職務の内容
施 設 長	1	1		1		施設運営を総轄する
管 理 者	1	1		1	1	施設運営を管理する
医 師	2	1	1	1.2	1	診療及び医学的管理等
薬 剤 師	1		1	0.2	0.2	薬剤を管理する
看護職員	9	6	3	7.7	5.7	看護業務、体調管理等
介護職員	17	16	1	16.6	14.2	介護業務、レクリエーション等
理学・作業療法士	6	6		3.2	0.6	リハビリ訓練等
介護支援専門員	2	2		2	1	施設サービス計画作成等
支援相談員	1	1		1	1	入退所調整、生活相談等
管理栄養士	2	2		2		献立作成、栄養指導等
事 務 員	6	3	3	4.9		事務、庶務、会計等

2- (2)職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制		休 暇
施設長(管理者)	8:30～17:30		4週8休
医 師	月～土曜日に勤務します。緊急の場合は、休日や時間外でも対応することがあります。		4週4休
看護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 夜勤 17:00～10:00	夜間 19:00～翌日7:00は、原則として看介護職員1名あたり入所者20名の対応になります。	4週8休
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～10:00		4週8休
理学・作業療法士	8:30～17:30 週6日対応します。		4週8休
介護支援専門員	8:30～17:30		4週8休
支援相談員	8:30～17:30		4週8休
管理栄養士	8:30～17:30		4週8休
事 務 員	8:30～17:30		4週8休

3. サービスの内容

種 類	内 容
施設サービス計画書の作成	当施設でのサービスは、施設サービス計画書に基づいて提供されます。施設サービス計画書の目的は、利用者が自立した日常生活を送れるようになることと、在宅復帰を目指すことです。作成の過程は、本人やご家族の意向を確認し、施設の多職種の職員が検討し、施設の介護支援専門員が作成します。作成後は内容に同意をいただいたうえで実施します。
診察・健康管理	施設医師による診察、ならびに健康管理を行います。また、専門的な医療が必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 常勤施設医師 氏 名：中村 誠司 非常勤施設医師 氏 名：佐々木 清博
食事管理	食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように努めます。利用者ごとの咀嚼機能や嚥下機能を観察して、本人にあった食事形態を考えます。栄養ケア計画を作成し、栄養状態が良好に保てるように努めます。利用者が選定する特別な食事の提供も可能です。朝食7:45 昼食12:00 夕食18:00
看 護	医師による医学的管理の下で、診療の補助・状態の管理等、看護業務を行います。
介 護	医師による医学的管理の下で、自立に向けた介護を行います。
入 浴	週2回の入浴を行います。座位の取れない方等で特別な介助を要する利用者には、寝台浴槽で対応します。利用者の状態により、清拭に変更する場合があります。
口腔ケア	義歯の手入れや食後の口腔内の清掃等は、毎食後行います。ただし個人用には使用する義歯洗浄剤や義歯装着剤は、各自でご用意ください。
排 泄	利用者の状況に応じた介助を行なうと共に、排泄の自立に向けた援助を行ないます。
整 容	寝たきり防止のため、出来る限り離床に努めます。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうように努めます。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるように援助します。シーツ交換は週1回行います。

リハビリ訓練	理学療法士、作業療法士等が実施します。原則としてリハビリセンター(機能訓練室)にて行いますが、状態によってはベッド上で行うこともあります。それ以外でも施設内の活動はリハビリ効果を図ったものです(生活リハビリ)。
リハビリ機器(マシン)	当施設に設置されている器機は以下になります。 自転車訓練器、足関節矯正起立台、移動式平行棒、歩行訓練用階段、滑車運動器、 電記温熱治療器、マット訓練台、姿勢矯正鏡、筋力マシン等
相 談	利用者及びご家族等からの相談は誠意をもって対応します。施設の利用に関する相談や介護保険に関する疑問、施設生活での希望等に答えるため、支援相談員や施設ケアマネジャーを配置しています。また行政機関等の手続きを、家族の状況によっては代行することも可能です。内容によっては不可能な場合もありますが、どんなことでもまずはご相談ください。(相談窓口 生活支援係)
レクリエーション・行事	必要な教養娯楽設備を整えており、施設での生活を充実させるため、レクリエーションや行事を計画します。 主なレクリエーション：合唱、カラオケ、体操、ゲーム、塗り絵、パズル、囲碁、将棋等 主な行事：文化祭、納涼祭、太巻き作り、そうめん流し、誕生日会、ドライブ等

4. 利用時の留意事項

4-1(1)注意事項

食品の持ち込み	施設利用中は、特別な事情がない限り施設から提供される食事をお召し上がりください。食事は介護保険の給付ではありませんが、施設サービスの内容に利用者の健康管理や栄養管理も含まれているため、食事の管理が欠かせません。そのため食品の持ち込みは、できるだけご遠慮願いますよう、ご理解とご協力をお願いします。ご要望等があれば、管理栄養士が生活支援係までご相談ください。
医療機関への受診	入所者への日常的な医療については、当施設の医師や看護師が担当することになっており、入所中(外泊中含む)は不必要に病院等に受診させてはならないことになっております(厚生労働省・老健運営基準)。薬だけの処方も同様です。そして介護保険と医療保険の調整のため、医療保険の適用にならない項目が多くあり、その場合は10割負担になります。そのため医療機関への受診に際しては、前もって施設(生活支援係)にご相談ください。また、受診する際は「施設在籍証明書」が必要になりますのでご連絡ください。
服薬について	服薬管理は薬剤師と看護師が行います。入所中の服薬は、在宅で服用されているお薬をご持参いただくと大変助かります。夕陽ヶ丘のお薬を服用するときは、ジェネリック医薬品(効果や安全性は同じだがメーカーが違う薬)を使用する場合がありますのでご了承ください。ジェネリック医薬品は、国の医療費を抑えるため厚生労働省が推奨しています。
入退所時の送迎	入退所時の送迎は、お客様ご自身でお願いいたします。都合が付かない場合は、介護タクシーでの入退所も可能です。お困りの場合はご相談ください。
面会・来訪	面会時間は午後14:00～午後16:00迄です。面会時間を厳守してください。それ以外の時間に関しては相談に応じます。
外出・外泊	外出(外泊)の際は職員に申し出て、必ず外出(外泊)許可願を提出してください。外出時間や外泊日数等は相談に応じます。試験的な外出(外泊)も取り入れています。
現金・貴重品	基本的に各自で管理してください。現金の所持はできるだけ小額にして、家族等の面会時に補充するようにしてください。紛失された場合の補償はしかねます。

喫煙・飲酒	令和元年7月1日改正健康増進法の施行により、施設内(敷地内)禁煙になりました。 飲酒は可能です。飲酒を希望される場合は、前もって相談してください。 飲酒量に関しては、職員の指示に従ってください。
火気の取り扱い	喫煙場所で喫煙する以外の火気の使用を禁止します。
迷惑行為等の禁止	騒音や大声など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。理由もなく他の居室等に立ち入らないでください。
設備・器具の使用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反するご利用によって破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
宗教・政治活動等	施設内で営利行為、宗教活動および政治活動等をご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みは基本的に禁止しております。

4-(2)その他の連絡事項

- ・在宅で生活している要介護・要支援の方や、ご家族に緊急な事態が発生したときは、早急な施設利用で協力できるように努めています。
- ・利用開始時に、ご利用者の介護保険証を確認させていただきます。同時に医療保険証も確認させていただきますことがありますので、ご了承ください。
- ・本人またはご家族からの求めがあれば、サービス提供記録を開示させていただきます。
- ・見学を希望される方は、職員が案内させていただきますので、前もって連絡していただくと助かります。
- ・見学の有無にかかわらず、簡単なパンフレットを用意しておりますので、お求めください。

5. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者に受診等の必要がある場合には、速やかに対応していただくようにお願いしています。

・総合病院

名 称 独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センター
住 所 浜田市浅井町777番地12
電 話 0855-25-0505(代表)

・歯科医院

名 称 パール歯科
住 所 浜田市黒川町4229-3
電 話 0855-23-3988

6. 緊急時の対応(症状の急変及び事故発生時等)

- ①施設医師が診察して、必要な処置を行います。
- ②施設医師の判断により、必要があれば上記の協力医療機関又は専門的医療機関への診察を依頼します。
- ③家族または指定された方に、速やかに連絡して状況を説明させていただきます。

7. 苦情及び要望等の対応

苦情や要望などは、下記の苦情相談窓口にご相談いただければ、速やかに対応します。
他に、玄関に「ご意見箱」を用意しておりますので、書面にて投函していただいても構いません。
意見箱は概ね週1回の頻度で確認しております。
それ以外にも、行政や第三者委員に苦情相談窓口があります。

夕陽ヶ丘の苦情相談窓口	臼井 健	0855-24-8800	8:30～17:30
行政機関の苦情相談窓口	浜田市役所 健康医療対策課	0855-25-9320	8:30～17:15
	江津市役所 高齢者障害者福祉課	0855-52-7480	8:30～17:15
	浜田地区広域行政組合 介護保険課	0855-25-1520	8:30～17:15
	島根県国保連 介護保険苦情処理係	0852-21-2811	9:00～17:00
第三者委員の苦情相談窓口	花口 喜代司	0855-28-2009	8:30～17:30
	濱岡 征宏	0855-28-2431	8:30～17:30

8. 身体拘束廃止・虐待防止の取り組みについて

当施設は、身体拘束の廃止に努めています。それでも自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、厚生労働省発出の「身体拘束ゼロへの手引き」と夕陽ヶ丘作成の「身体拘束廃止マニュアル」に基づいて実施いたします。実施の際は事前に家族への説明と同意を得て行います。

当施設は虐待防止のための措置を講じています。高齢者虐待防止委員会の開催、内部研修の開催、外部研修への参加を行っています。虐待防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者を置いています。

9. 非常災害対策

非常時の対応	夕陽ヶ丘の定める消防計画に基づいて対応します。状況に応じて柔軟に対応します。			
協力体制	浜田市ならびに浜田市消防本部、地域の消防団と連携して対応します。			
非常時に備えた訓練等	消防法ならびに夕陽ヶ丘消防計画に則り、年2回の消防訓練及び避難訓練を実施します。			
非常設備の有無	スプリンクラー	有	非常通報装置	有
	自動火災報知器	有	非常用電源	有
	誘導灯	有	ガス漏れ報知器	有
	防火扉	有	屋内消火栓	有
防火管理者	秋満 啓輔			

10. 第三者評価の実施状況

実施なし

11. 利用料

利用料金には、(1)基本料金(2)加算料金(3)介護保険外の自己負担料金があります。下記は負担割合証で1割負担の方の料金です。2割負担の方は2倍に、3割負担の方は3倍になります。ただし(3)介護保険外のその他の費用は負担割合証に関係なく同一料金です。

11-1(1)基本料金

介護保険制度では、要介護状態等によって基本料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。尚、基本料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おきください。

	要介護度	従来型個室	多床室
基本料金 (1日当たりの自己負担額)	要介護1	788円	871円
	要介護2	863円	947円
	要介護3	928円	1,014円
	要介護4	985円	1,072円
	要介護5	1,040円	1,125円

11ー(2)加算料金

加算は、以下の全てが加算される訳ではありません。必要に応じて一部が加算されます。以下の表は、参考までに一覧にしたものです。尚、加算料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おください。詳しくは、生活支援係までお尋ねください。

加 算 内 容	自 己 負 担 料 金
初期加算Ⅰ・Ⅱ	60円・30円／日 入所した日から30日以内に加算されます。
夜勤職員配置加算	24円／日 夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円／日 介護福祉士が80%以上配置されている場合
外泊時費用	362円／日 1月間に6日を限度として加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円／回 入所日より3月間に、短期集中リハビリテーションを実施した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51円／日 6か月間において、退所者総数のうち在宅復帰した者の割合が、50%を超えている場合等（基本型の場合は算定しない）
入所前後訪問指導加算Ⅰ・Ⅱ	450円・480円／回 入所前後に居宅に訪問して、規定の指導を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ・Ⅱ	500円・250円／回 退所後の入所者の主治医に対して、文書で紹介を行った場合
入退所前連携加算Ⅱ	400円／回 退所前に居宅介護支援事業者に対して、文書で情報提供し、連携して調整を行った場合
療養食加算	6円／回 医師が発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	自己負担額に9.7%を乗じた金額(基本料金と加算の合計金額) 介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的実施している場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月 ・入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直し、リハビリテーションの実施に当たって、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

11ー(3)介護保険外のその他の費用

以下の料金は、「売店」を除き、施設利用料の請求時に、施設利用料に足して請求させていただきます。都度の現金精算はいたしません。売店だけは、利用者と商店で直接現金での購入になります。

内 容	自 己 負 担 料 金
食 費	1,830円／日 食費の設定は1日単位での設定となっています。 朝食・昼食・夕食の1食でも食べられた場合は、規定の1,830円を頂きます。 外出または外泊等での欠食時も同様です。
居 住 費	多床室（4人部屋）： 437円／日 従来型個室： 1,728円／日(トイレは2部屋の共用となります)
理 容	ユキ美容室の出張理容です。 毎月第2月曜日と第4月曜日の午前中にサービスの提供があります。2,200円～/カット。毛染・パーマ等も希望されれば可能です。料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。家族や他業者が来訪して散髪することも可能です。
クリーニング代	チャームランドリーのクリーニングです。寝巻130円 上衣・ズボン100円 肌着・パンツ・バスタオル60円 靴下(片足)20円 フェイスタオル30円等。 料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。

洗濯機・乾燥機 使用料	100円／回 洗濯機のみ利用時 300円／回 洗濯機と乾燥機の利用時 個人の洗濯物を、施設内の洗濯機・乾燥機を利用された場合にお支払いいただきます。 基本的に職員が代行して洗濯することは致しません。
コンセント使用料	110円／日 テレビ・アンカ・電気毛布等をご使用になられる際に、使用一品目ごとにお支払いいただきます。
予防接種費	1,000円～3,000円／回（行政の指導料金に基づきます） 入所の方で予防接種等を希望された場合に、予防接種に係る費用としてお支払いいただきます。
売 店	みあけ食料品店の出張売店をご利用いただけます。 毎週水曜日と土曜日の午後3時から約30分間売店の提供があります。

12. 介護保険負担限度額制度

上記10-(3)の「食費」と「居住費」においては、利用者負担を軽減する制度が設けられています。この制度は公的な制度であり、所得に応じて第1段階から第4段階まで設けられています。各段階の決定は市町村が行います。介護老人保健施設が決定することは出来ません。

第1段階～第3段階の認定を受けるには、利用者あるいは代理の方が、利用者の住所地の市町村に申請する必要があります。認定が下りれば「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。入所（短期含む）の際は、必ず「介護保険負担限度額認定証」をその都度提示してください。また、介護保険負担限度額認定証は、1年に1度必ず更新する必要があります。各市町村から申請の案内が届いたら速やかに手続きを行い、介護保険負担限度額認定証が届いたら速やかに認定証を夕陽ヶ丘までご持参ください。

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。又は生活保護の受給者。
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円以下の人
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120万円超の人
第4段階	上記に該当しない方。介護保険負担限度額認定証の交付はされません。

負担額一覧表（1日当たり）

負担段階	食 費	居 住 費	
		多床室	従来型個室
第1段階の方	300円	0円	550円
第2段階の方	390円	430円	550円
第3段階①の方	650円	430円	1,370円
第3段階②の方	1,360円	430円	1,370円
第4段階の方	1,830円	437円	1,728円

13. 支払い方法

- ・毎月10日前後には前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までには請求額のお支払いをお願いします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、①現金②金融機関からの振込③口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。利用の途中に変更することも可能です。

短期入所療養介護 重要事項説明書

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

1. 施設の概要

1-(1)事業者・法人名

事業者の名称	社会福祉法人 恵心会
代表者名(理事長)	大橋 清秀

1-(2)施設名

施設の名称	介護老人保健施設 夕陽ヶ丘
施設長名	中村 誠司
施設の所在地	浜田市国分町955番地1
電話番号	0855-24-8800
FAX番号	0855-24-8801
ホームページアドレス	http://www.yuuhigaoka.org/
利用定員	60人
サービス提供地域	浜田市、江津市
開設年月日	平成12年1月1日

1-(3)事業者が実施する事業

事業の種類	事業所名	事業所番号	利用定員
介護保健施設サービス(入所) 短期入所療養介護(ショート) 介護予防短期入所療養介護(ショート)	介護老人保健施設夕陽ヶ丘	3250780008	60人
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	夕陽ヶ丘通所リハビリテーション		35人
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	3270700796	
居宅介護支援	夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所	3270700333	

※介護老人保健施設夕陽ヶ丘の利用定員(60人)は、入所と短期入所を合わせた人数です。

短期入所の利用定員は、入所ベッドの空床利用とさせていただきます。

1-(4)目的

当施設は、施設に入所して医学的管理の下での看護・介護・リハビリテーションを提供することで、利用者の能力に応じた自立生活が営めるように支援します。そして1日でも早く在宅復帰できるように支援します。そして在宅で生活されている方が、安心かつ安全に生活できるように支援します。そのために短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションや居宅介護支援といった在宅サービスを提供し、地域の皆様の在宅生活を包括的に支援することを目的としています。この目的に沿って、当施設では以下の運営方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

1-(5)運営方針

- ①施設サービス計画に基づいて、看護・介護・リハビリ等の総合的な施設サービスを提供いたします。また、それぞれの利用者が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ②明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の意思と人格を尊重して接します。利用者の立場に立ったサービスを提供し、早期の家庭復帰を目指します。
- ③地域の方の生活を支援します。短期入所療養介護、通所リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援等の在宅サービスの機能を活かし、地域包括ケアの拠点となることを目指します。
- ④地域や家庭との連携を重視し、開かれた施設を目指します。このため行政・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所・保健医療サービスまたは福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

1-(6)施設の構造

敷 地	8, 733. 0m ²
建物 延床面積	2, 984. 9m ²
建 物 構 造	鉄骨造1階建(耐火建築)

1-(7)居室 一般棟 (48名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	4	58. 68m ²	14. 67m ²
4人部屋	11	370. 04m ²	8. 41m ²

1-(8)居室 認知棟 (12名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	8	81. 20m ²	10. 15m ²
4人部屋	1	39. 44m ²	9. 86m ²

1-(9)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
食 堂	3	252m ²	4. 2m ²
機能訓練室	1	180m ²	
一般浴室	2	39m ²	入所1、デイ1
特殊浴室	1	25m ²	
診 察 室	1	16m ²	
薬 剤 室	1	16m ²	
デイルーム	1	222m ²	

2. 従業者の職種、員数、職務の内容

2-(1)職員の配置 ※状況によって、下記の員数は前後しますが、「指定基準」以上は配置しています。

従業者の職種	員数	常 勤	非常勤	常勤換算 後の人員	指定基準 (60人)	職務の内容
施 設 長	1	1		1		施設運営を総轄する
管 理 者	1	1		1	1	施設運営を管理する
医 師	2	1	1	1. 2	1	診療及び医学的管理等
薬 剤 師	1		1	0. 2	0. 2	薬剤を管理する
看護職員	9	6	3	7. 7	5. 7	看護業務、体調管理等
介護職員	17	16	1	16. 6	14. 2	介護業務、レクリエーション等
理学・作業療法士	6	6		3. 2	0. 6	リハビリ訓練等
介護支援専門員	2	2		2	1	施設サービス計画作成等
支援相談員	1	1		1	1	入退所調整、生活相談等
管理栄養士	2	2		2		献立作成、栄養指導等
事 務 員	6	3	3	4. 9		事務、庶務、会計等

2-(2)職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施設長(管理者)	8:30~17:30	4週8休
医 師	月~土曜日に勤務します。緊急の場合は、休日や時間外でも対応することがあります。	4週4休

看護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 夜勤 17:00～10:00	夜間 19:00～翌日7:00は、原則として看介護職員1名あたり入所者20名の対応になります。	4週8休
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～10:00		4週8休
理学・作業療法士	8:30～17:30 週6日対応します。		4週8休
介護支援専門員	8:30～17:30		4週8休
支援相談員	8:30～17:30		4週8休
管理栄養士	8:30～17:30		4週8休
事務員	8:30～17:30		4週8休

3. サービスの内容

種 類	内 容
施設サービス計画書の作成	当施設でのサービスは、施設サービス計画書に基づいて提供されます。施設サービス計画書の目的は、利用者が自立した日常生活を送れるようになることと、在宅生活を安定して送れるようになることです。作成の過程は、居宅のケアマネジャーのケアプランを基に、本人やご家族の意向を確認し、施設が多職種の職員が検討し、施設の介護支援専門員が作成します。作成後は内容に同意をいただいたうえで実施します。
診察・健康管理	施設医師による診察、ならびに健康管理を行います。また、専門的な医療が必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 常勤施設医師 氏 名： 中村 誠司 非常勤施設医師 氏 名： 佐々木 清博
食事管理	食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように努めます。在宅での食事を参考に、利用者ごとの咀嚼機能や嚥下機能を観察して、本人にあった食事形態を考えます。利用者が選定する特別な食事の提供も可能です。 朝食7:45 昼食12:00 夕食18:00
看 護	医師による医学的管理の下で、診療の補助・状態の管理等、看護業務を行います。
介 護	医師による医学的管理の下で、自立に向けた介護を行います。
入 浴	週2回の入浴を行います。座位の取れない方等で特別な介助を要する利用者には、寝台浴槽で対応します。利用者の状態により、清拭に変更する場合があります。
口腔ケア	義歯の手入れや食後の口腔内の清掃等は、毎食後行います。ただし個人用を使用する義歯洗浄剤や義歯装着剤は、各自でご用意ください。
排 泄	利用者の状況に応じた介助を行なうと共に、排泄の自立に向けた援助を行ないます。
整 容	寝たきり防止のため、出来る限り離床に努めます。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうように努めます。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるように援助します。シーツ交換は週1回行います。
リハビリ訓練	理学療法士、作業療法士等が実施します。原則としてリハビリセンター(機能訓練室)にて行いますが、状態によってはベッド上で行うこともあります。それ以外でも施設内の活動はリハビリ効果を図ったものです(生活リハビリ)。

リハビリ機器(マシン)	当施設に設置されている器機は以下になります。 自転車訓練器、足関節矯正起立台、移動式平行棒、歩行訓練用階段、滑車運動器、 電記温熱治療器、マット訓練台、姿勢矯正鏡、筋力マシーン等
相 談	利用者及びご家族等からの相談は誠意をもって対応します。施設の利用に関する相談や介護保険に関する疑問、施設生活での希望等に答えるため、支援相談員や施設ケアマネジャーを配置しています。また行政機関等の手続きを、家族の状況によっては代行することも可能です。内容によっては不可能な場合もありますが、どんなことでもまずはご相談ください。(相談窓口 生活支援係)
レクリエーション・行事	必要な教養娯楽設備を整えており、施設での生活を充実させるため、レクリエーションや行事を計画します。 主なレクリエーション：合唱、カラオケ、体操、ゲーム、塗り絵、パズル、囲碁、将棋等 主な行事：文化祭、納涼祭、太巻き作り、そうめん流し、誕生日会、ドライブ等
送 迎	短期入所の入所・退所の際には当施設による送迎がご利用可能です。通常の送迎実施地域は浜田市・江津市です(非該当地域についても送迎を実施する場合があります)。

4. 利用時の留意事項

4- (1) 注意事項

食品の持ち込み	施設利用中は、特別な事情がない限り施設から提供される食事をお召し上がりください。食事は介護保険の給付ではありませんが、施設サービスの内容に利用者の健康管理や栄養管理も含まれているため、食事の管理が欠かせません。そのため食品の持ち込みは、できるだけ遠慮願いますようご理解とご協力をお願いします。ご要望等があれば、管理栄養士か生活支援係までご相談ください。
医療機関への受診	短期入所者への日常的な医療については、当施設の医師や看護師が担当することになっており、短期入所中は不必要に病院等に受診させてはならないことになっております(厚生労働省・老健運営基準)。薬だけの処方も同様です。そして介護保険と医療保険の調整のため、医療保険の適用にならない項目が多くあり、その場合は10割負担になります。そのため医療機関への受診に際しては、前もって施設(生活支援係)にご相談ください。
服薬について	服薬管理は薬剤師と看護師が行います。短期入所中の服薬は、在宅で服用されているお薬を漏れなくご持参いただけると大変助かります。夕陽ヶ丘のお薬を服用するときは、ジェネリック医薬品(効果や安全性は同じだがメーカーが違う薬)を使用する場合がありますのでご了承ください。ジェネリック医薬品は、国の医療費を抑えるため厚生労働省が推奨しています。
入退所時の送迎	入退所時の送迎をご希望の場合は、片道単位で有料にて行います。送迎場所はお自宅が原則です。送迎料金は介護給付費の算定料金に基づきます。
面会・来訪	面会時間は午後14:00～午後16:00迄です。面会時間を厳守してください。それ以外の時間に関しては相談に応じます。
外出・外泊	外出の際は職員に申し出て、必ず外出許可願を提出してください。外出時間は相談に応じます。外泊はサービスの性質上、退所扱いとなります。
現金・貴重品	基本的に各自で管理してください。現金の所持はできるだけ小額にして、家族等の面会時に補充するようにしてください。紛失された場合の補償はしかねます。
喫煙・飲酒	令和元年7月1日改正健康増進法の施行により、施設内(敷地内)禁煙になりました。 飲酒は可能です。飲酒を希望される場合は、前もって相談してください。 飲酒量に関しては、職員の指示に従ってください。

火気の取り扱い	喫煙場所で喫煙する以外の火気の使用を禁止します。
迷惑行為等の禁止	騒音や大声など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。理由もなく他の居室等に立ち入らないでください。
設備・器具の使用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反するご利用によって破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
宗教・政治活動等	施設内で営利行為、宗教活動および政治活動等をご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みは基本的に禁止しております。

4-(2)その他の連絡事項

- ・在宅で生活している要介護・要支援の方や、ご家族に緊急な事態が発生したときは、早急な施設利用で協力できるように努めています。
- ・利用開始時に、ご利用者の介護保険証を確認させていただきます。同時に医療保険証も確認させていただきますことがありますので、ご了承ください。
- ・本人またはご家族からの求めがあれば、サービス提供記録を開示させていただきます。
- ・見学を希望される方は、職員が案内させていただきますので、前もって連絡していただくと助かります。
- ・見学の有無にかかわらず、簡単なパンフレットを用意しておりますので、お求めください。

5. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者に受診等の必要がある場合には、速やかに対応していただくようお願いしています。

・総合病院

名 称 独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センター
住 所 浜田市浅井町777番地12
電 話 0855-25-0505(代表)

・歯科医院

名 称 パール歯科
住 所 浜田市黒川町4229-3
電 話 0855-23-3988

6. 緊急時の対応(症状の急変及び事故発生時等)

- ①施設医師が診察して、必要な処置を行います。
- ②施設医師の判断により、必要があれば上記の協力医療機関又は専門的医療機関への診察を依頼します。
- ③家族または指定された方に、速やかに連絡して状況を説明させていただきます。

7. 苦情及び要望等の対応

苦情や要望などは、下記の苦情相談窓口にご相談いただければ、速やかに対応します。

他に、玄関に「ご意見箱」を用意しておりますので、書面にて投函していただいても構いません。

意見箱は概ね週1回の頻度で確認しております。

それ以外にも、行政や第三者委員に苦情相談窓口があります。

夕陽ヶ丘の苦情相談窓口	臼井 健	0855-24-8800	8:30~17:30
行政機関の苦情相談窓口	浜田市役所 健康医療対策課	0855-25-9320	8:30~17:15
	江津市役所 高齢者障害者福祉課	0855-52-7480	8:30~17:15
	浜田地区広域行政組合 介護保険課	0855-25-1520	8:30~17:15
	島根県国保連 介護保険苦情処理係	0852-21-2811	9:00~17:00
第三者委員の苦情相談窓口	花口 喜代司	0855-28-2009	8:30~17:30
	濱岡 征宏	0855-28-2431	8:30~17:30

8. 身体拘束廃止・虐待防止の取り組みについて

当施設は、身体拘束の廃止に努めています。それでも自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、厚生労働省発出の「身体拘束ゼロへの手引き」と夕陽ヶ丘作成の「身体拘束廃止マニュアル」に基づいて実施いたします。実施の際は事前に家族への説明と同意を得て行います。

当施設は虐待防止のための措置を講じています。高齢者虐待防止委員会の開催、内部研修の開催、外部研修への参加を行っています。虐待防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者を置いています。

9. 非常災害対策

非常時の対応	夕陽ヶ丘の定める消防計画に基づいて対応します。状況に応じて柔軟に対応します。			
協力体制	浜田市ならびに浜田市消防本部、地域の消防団と連携して対応します。			
非常時に備えた訓練等	消防法ならびに夕陽ヶ丘消防計画に則り、年2回の消防訓練及び避難訓練を実施します。			
非常設備の有無	スプリンクラー	有	非常通報装置	有
	自動火災報知器	有	非常用電源	有
	誘導灯	有	ガス漏れ報知器	有
	防火扉	有	屋内消火栓	有
防火管理者	秋満 啓輔			

10. 第三者評価の実施状況

実施なし

11. 利用料

利用料金には、(1)基本料金(2)加算料金(3)介護保険外の自己負担料金があります。下記は負担割合証で1割負担の方の料金です。2割負担の方は2倍に、3割負担の方は3倍になります。ただし(3)介護保険外のその他の費用は負担割合証に関係なく同一料金です。

11-1(1)基本料金

介護保険制度では、要介護状態等によって基本料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。尚、基本料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おください。

	要介護度	従来型個室	多床室
基本料金 (1日当たりの自己負担額)	要介護1	819円	902円
	要介護2	893円	979円
	要介護3	958円	1,044円
	要介護4	1,017円	1,102円
	要介護5	1,074円	1,161円

11-1(2)加算料金

加算は、以下の全てが加算される訳ではありません。必要に応じて一部が加算されます。以下の表は、参考までに一覧にしたものです。尚、加算料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おください。詳しくは、生活支援係までお尋ねください。

加算内容	自己負担料金
夜勤職員配置加算	24円/日 夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日 介護福祉士が80%以上配置されている場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51円/日 6か月間において、退所者総数のうち在宅復帰した者の割合が、50%を超えている場合等（基本型の場合は算定しない）

療養食加算	8円／回 医師が発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合
送迎加算	184円／片道 送迎をご希望の場合は、片道単位で加算されます
個別リハビリテーション実施加算	240円／回 1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
緊急短期入所受入加算	90円／日 利用者の状態や家族の事情等により、緊急に短期入所を受け入れた場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	自己負担額に9.7%を乗じた金額(基本料金と加算の合計金額) 介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円／月 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的実施している場合。

11-(3)介護保険外のその他の費用

以下の料金は、「売店」を除き、施設利用料の請求時に、施設利用料に足して請求させていただきます。都度の現金精算はいたしません。売店だけは、利用者と商店で直接現金での購入になります。

内 容	自 己 負 担 料 金
食 費	1,830円／日(朝食420円 昼食740円 夕食670円) 朝・昼・夕の3食を食べられた場合は、規定の食費1,830円をいただきます。 外出等で欠食された場合は、実際に食べられた費用を請求させていただきます。
居 住 費	多床室(4人部屋)： 437円／日 従来型個室： 1,728円／日(トイレは2部屋の共用となります)
理 容	ユキ美容室の出張理容です。 毎月第2月曜日と第4月曜日の午前中にサービスの提供があります。2,200円～/カット。毛染・パーマ等も希望されれば可能です。料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。家族や他業者が来訪して散髪することも可能です。
クリーニング代	チャームランドリーのクリーニングです。 寝巻130円 上衣・ズボン100円 肌着・パンツ・バスタオル60円 靴下(片足)20円 フェイスタオル30円等。料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。
洗濯機・乾燥機 使用料	100円／回 洗濯機のみ利用時 300円／回 洗濯機と乾燥機の利用時 個人の洗濯物を、施設内の洗濯機・乾燥機を利用された場合にお支払いいただきます。 基本的に職員が代行して洗濯することは致しません。
コンセント使用料	110円／日 テレビ・アンカ・電気毛布等をご使用になられる際に、使用一品目ごとにお支払いいただきます。
予防接種費	1,000円～3,000円／回(行政の指導料金に基づきます) 入所の方で予防接種等を希望された場合に、予防接種に係る費用としてお支払いいただきます。
売 店	みあけ食料品店の出張売店をご利用いただけます。 毎週水曜日と土曜日の午後3時から約30分間売店の提供があります。

12. 介護保険負担限度額制度

上記10-(3)の「食費」と「居住費」においては、利用者負担を軽減する制度が設けられています。この制度は公的な制度であり、所得に応じて第1段階から第4段階まで設けられています。各段階の決定は市町村が行います。介護老人保健施設が決定することは出来ません。

第1段階～第4段階の認定を受けるには、利用者あるいは代理の方が、利用者の住所地の市町村に申請する必要があります。認定が下りれば「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。入所(短期含む)の際は、必ず「介護保険負担限度額認定証」をその都度提示してください。また、介護保険負担限度額認定証は、1年に1度必ず更新する必要があります。各市町村から申請の案内が届いたら速やかに手続きを行い、介護保険負担限度額認定証が届いたら速やかに認定証を夕陽ヶ丘までご持参ください。

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。又は生活保護の受給者。
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円以下の人
第3段階の①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人
第3段階の②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120万円超の人
第4段階	上記に該当しない方。介護保険負担限度額認定証の交付はされません。

負担額一覧表（1日当たり）

負担段階	食 費	居 住 費	
		多床室	従来型個室
第1段階の方	300円	0円	550円
第2段階の方	600円	430円	550円
第3段階①の方	1, 000円	430円	1, 370円
第3段階②の方	1, 300円	430円	1, 370円
第4段階の方	1, 830円	437円	1, 728円

13. 支払い方法

- ・毎月10日前後には前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までには請求額のお支払いをお願いします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、①現金②金融機関からの振込③口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。利用の途中に変更することも可能です。

夕陽ヶ丘 介護保健施設サービス・短期入所療養介護 重要事項確認書

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者と当施設が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

私は、介護保健施設サービス・短期入所療養介護を提供するにあたり、利用者に対し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

住 所 島根県浜田市国分町955番地1
施設名 介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

説明者 _____ 印 _____

私は、介護保健施設サービス・短期入所療養介護を利用するにあたり、上記説明者から本書面を受領し、これらの内容に関して説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

契約者 住 所 _____
(連帯保証人を兼ねる)
氏 名 _____ 印 _____
続柄 ()

代理人 住 所 _____
(連帯保証人を兼ねる)
氏 名 _____ 印 _____
続柄 ()

介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

令和8年6月1日改定

夕陽ヶ丘 介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

1. 施設の概要

1- (1) 事業者・法人名

事業者の名称	社会福祉法人 恵心会
代表者名(理事長)	大橋 清秀

1- (2) 施設名

施設の名称	介護老人保健施設 夕陽ヶ丘
施設長名	中村 誠司
施設の所在地	浜田市国分町955番地1
電話番号	0855-24-8800
FAX番号	0855-24-8801
ホームページアドレス	http://www.yuuhigaoka.org/
利用定員	60人
サービス提供地域	浜田市、江津市
開設年月日	平成12年1月1日

1- (3) 事業者が実施する事業

事業の種類	事業所名	事業所番号	利用定員
介護保健施設サービス(入所) 短期入所療養介護(ショート) 介護予防短期入所療養介護(ショート)	介護老人保健施設夕陽ヶ丘	3250780008	60人
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	夕陽ヶ丘通所リハビリテーション		35人
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	3270700796	
居宅介護支援	夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所	3270700333	

※介護老人保健施設夕陽ヶ丘の利用定員(60人)は、入所と短期入所を合わせた人数です。短期入所の利用定員は、入所ベッドの空床利用とさせていただきます。

1- (4) 目的

当施設は、施設に入所して医学的管理の下での看護・介護・リハビリテーションを提供することで、利用者の能力に応じた自立生活が営めるように支援します。そして1日でも早く在宅復帰できるように支援します。そして在宅で生活されている方が、安心かつ安全に生活できるように支援します。そのために短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションや居宅介護支援といった在宅サービスを提供し、地域の皆様の在宅生活を包括的に支援することを目的としています。この目的に沿って、当施設では以下の運営方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

1- (5) 運営方針

- ①施設サービス計画に基づいて、看護・介護・リハビリ等の総合的な施設サービスを提供いたします。また、それぞれの利用者が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ②明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の意思と人格を尊重して接します。利用者の立場に立ったサービスを提供し、早期の家庭復帰を目指します。
- ③地域の方の生活を支援します。短期入所療養介護、通所リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援等の

在宅サービスの機能を活かし、地域包括ケアの拠点となることを目指します。

- ④地域や家庭との連携を重視し、開かれた施設を目指します。このため行政・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所・保健医療サービスまたは福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

1-(6)施設の構造

敷 地	8,733.0m ²
建物 延床面積	2,984.9m ²
建 物 構 造	鉄骨造1階建(耐火建築)

1-(7)居室 一般棟 (48名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	4	58.68m ²	14.67m ²
4人部屋	11	370.04m ²	8.41m ²

1-(8)居室 認知棟 (12名)

居室の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
1人部屋	8	81.20m ²	10.15m ²
4人部屋	1	39.44m ²	9.86m ²

1-(9)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	一人あたりの面積
食 堂	3	252m ²	4.2m ²
機能訓練室	1	180m ²	
一般浴室	2	39m ²	入所1、デイ1
特殊浴室	1	25m ²	
診 察 室	1	16m ²	
薬 剤 室	1	16m ²	
デイルーム	1	222m ²	

2. 従業者の職種、員数、職務の内容

2-(1)職員の配置 ※状況によって、下記の員数は前後しますが、「指定基準」以上は配置しています。(R6.11)

従業者の職種	員数	常 勤	非常勤	常勤換算後の人員	指定基準(60人)	職務の内容
施 設 長	1	1		1		施設運営を総轄する
管 理 者	1	1		1	1	施設運営を管理する
医 師	2	1	1	1.2	1	診療及び医学的管理等
薬 剤 師	1		1	0.2	0.2	薬剤を管理する
看護職員	9	6	3	7.7	5.7	看護業務、体調管理等
介護職員	17	16	1	16.6	14.2	介護業務、レクリエーション等
理学・作業療法士	6	6		3.2	0.6	リハビリ訓練等
介護支援専門員	2	2		2	1	施設サービス計画作成等
支援相談員	1	1		1	1	入退所調整、生活相談等
管理栄養士	2	2		2		献立作成、栄養指導等
事 務 員	6	3	3	4.9		事務、庶務、会計等

2-(2)職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制		休 暇
施設長(管理者)	8:30～17:30		4週8休
医 師	月～土曜日に勤務します。緊急の場合は、休日や時間外でも対応することがあります。		4週4休
看護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 夜勤 17:00～10:00	夜間 19:00～翌日7:00は、原則として看介護職員1名あたり入所者20名の対応になります。	4週8休
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 9:30～18:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～10:00		4週8休
理学・作業療法士	8:30～17:30 週6日対応します。		4週8休
介護支援専門員	8:30～17:30		4週8休
支援相談員	8:30～17:30		4週8休
管理栄養士	8:30～17:30		4週8休
事 務 員	8:30～17:30		4週8休

3. サービスの内容

種 類	内 容
施設サービス計画書の作成	当施設でのサービスは、施設サービス計画書に基づいて提供されます。施設サービス計画書の目的は、利用者が自立した日常生活を送れるようになることと、在宅生活を安定して送れるようになることです。作成の過程は、居宅のケアマネジャーのケアプランを基に、本人やご家族の意向を確認し、施設の方職種の職員が検討し、施設の介護支援専門員が作成します。作成後は内容に同意をいただいたうえで実施します。
診察・健康管理	施設医師による診察、ならびに健康管理を行います。また、専門的な医療が必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 常勤施設医師 氏 名： 中村 誠司 非常勤施設医師 氏 名： 佐々木 清博
食事管理	食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように努めます。在宅での食事を参考に、利用者ごとの咀嚼機能や嚥下機能を観察して、本人にあった食事形態を考えます。利用者が選定する特別な食事の提供も可能です。 朝食7:45 昼食12:00 夕食18:00
看 護	医師による医学的管理の下で、診療の補助・状態の管理等、看護業務を行います。
介 護	医師による医学的管理の下で、自立に向けた介護を行います。
入 浴	週2回の入浴を行います。座位の取れない方等で特別な介助を要する利用者には、寝台浴槽で対応します。利用者の状態により、清拭に変更する場合があります。
口腔ケア	義歯の手入れや食後の口腔内の清掃等は、毎食後行います。ただし個人用を使用する義歯洗浄剤や義歯装着剤は、各自でご用意ください。
排 泄	利用者の状況に応じた介助を行なうと共に、排泄の自立に向けた援助を行ないます。

整 容	寝たきり防止のため、出来る限り離床に努めます。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうように努めます。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるように援助します。シーツ交換は週1回行います。
リハビリ訓練	理学療法士、作業療法士等が実施します。原則としてリハビリセンター(機能訓練室)にて行いますが、状態によってはベッド上で行うこともあります。それ以外でも施設内の活動はリハビリ効果を図ったものです(生活リハビリ)。
リハビリ機器(マシン)	当施設に設置されている器機は以下になります。 自転車訓練器、足関節矯正起立台、移動式平行棒、歩行訓練用階段、滑車運動器、 電記温熱治療器、マット訓練台、姿勢矯正鏡、筋力マシン等
相 談	利用者及びご家族等からの相談は誠意をもって対応します。施設の利用に関する相談や介護保険に関する疑問、施設生活での希望等に答えるため、支援相談員や施設ケアマネジャーを配置しています。また行政機関等の手続きを、家族の状況によっては代行することも可能です。内容によっては不可能な場合もありますが、どんなことでもまずはご相談ください。(相談窓口 生活支援係)
レクリエーション・行事	必要な教養娯楽設備を整えており、施設での生活を充実させるため、レクリエーションや行事を計画します。 主なレクリエーション: 合唱、カラオケ、体操、ゲーム、塗り絵、パズル、囲碁、将棋等 主な行事: 文化祭、納涼祭、太巻き作り、そうめん流し、誕生日会、ドライブ等
送 迎	短期入所の入所・退所の際には当施設による送迎がご利用可能です。通常の送迎実施地域は浜田市・江津市です(非該当地域についても送迎を実施する場合があります)。

4. 利用時の留意事項

4- (1) 注意事項

食品の持ち込み	施設利用中は、特別な事情がない限り施設から提供される食事をお召し上がりください。食事は介護保険の給付ではありませんが、施設サービスの内容に利用者の健康管理や栄養管理も含まれているため、食事の管理が欠かせません。そのため食品の持ち込みは、できるだけご遠慮願いますようご理解とご協力をお願いします。ご要望等があれば、管理栄養士か生活支援係までご相談ください。
医療機関への受診	短期入所者への日常的な医療については、当施設の医師や看護師が担当することになっており、短期入所中は不必要に病院等に受診させてはならないことになっております(厚生労働省・老健運営基準)。薬だけの処方も同様です。そして介護保険と医療保険の調整のため、医療保険の適用にならない項目が多くあり、その場合は10割負担になります。そのため医療機関への受診に際しては、前もって施設(生活支援係)にご相談ください。
服薬について	服薬管理は薬剤師と看護師が行います。短期入所中の服薬は、在宅で服用されているお薬を漏れなくご持参いただくと大変助かります。夕陽ヶ丘のお薬を服用するときは、ジェネリック医薬品(効果や安全性は同じだがメーカーが違う薬)を使用する場合がありますのでご了承ください。ジェネリック医薬品は、国の医療費を抑えるため厚生労働省が推奨しています。
入退所時の送迎	入退所時の送迎をご希望の場合は、片道単位で有料にて行います。送迎場所はご自宅が原則です。送迎料金は介護給付費の算定料金に基づきます。
面会・来訪	面会時間は午後14:00～午後16:00迄です。面会時間を厳守してください。それ以外の時間に関しては相談に応じます。

外出・外泊	外出の際は職員に申し出て、必ず外出許可願を提出してください。外出時間は相談に応じます。外泊はサービスの性質上、退所扱いとなります。
現金・貴重品	基本的に各自で管理してください。現金の所持はできるだけ小額にして、家族等の面会時に補充するようにしてください。紛失された場合の補償はしかねます。
喫煙・飲酒	令和元年7月1日改正健康増進法の施行により、施設内(敷地内)禁煙になりました。 飲酒は可能です。飲酒を希望される場合は、前もって相談してください。 飲酒量に関しては、職員の指示に従ってください。
火気の取り扱い	喫煙場所で喫煙する以外の火気の使用を禁止します。
迷惑行為等の禁止	騒音や大声など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。理由もなく他の居室等に立ち入らないでください。
設備・器具の使用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反するご利用によって破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
宗教・政治活動等	施設内で営利行為、宗教活動および政治活動等をご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みは基本的に禁止しております。

4-(2)その他の連絡事項

- ・在宅で生活している要介護・要支援の方や、ご家族に緊急な事態が発生したときは、早急な施設利用で協力できるように努めています。
- ・利用開始時に、ご利用者の介護保険証を確認させていただきます。同時に医療保険証も確認させていただきますことがありますので、ご了承ください。
- ・本人またはご家族からの求めがあれば、サービス提供記録を開示させていただきます。
- ・見学を希望される方は、職員が案内させていただきますので、前もって連絡していただくと助かります。
- ・見学の有無にかかわらず、簡単なパンフレットを用意しておりますので、お求めください。

5. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者へ受診等の必要がある場合には、速やかに対応していただくようお願いしています。

・総合病院

名 称 独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センター
住 所 浜田市浅井町777番地12
電 話 0855-25-0505(代表)

・歯科医院

名 称 パール歯科
住 所 浜田市黒川町4229-3
電 話 0855-23-3988

6. 緊急時の対応(症状の急変及び事故発生時等)

- ①施設医師が診察して、必要な処置を行います。
- ②施設医師の判断により、必要があれば上記の協力医療機関又は専門的医療機関への診察を依頼します。
- ③家族または指定された方に、速やかに連絡して状況を説明させていただきます。

7. 苦情及び要望等の対応

苦情や要望などは、下記の苦情相談窓口にご相談いただければ、速やかに対応します。
他に、玄関に「ご意見箱」を用意しておりますので、書面にて投函していただいても構いません。

意見箱は概ね週1回の頻度で確認しております。

それ以外にも、行政や第三者委員に苦情相談窓口があります。

夕陽ヶ丘の苦情相談窓口	臼井 健	0855-24-8800	8:30～17:30
行政機関の苦情相談窓口	浜田市役所 健康医療対策課	0855-25-9320	8:30～17:15
	江津市役所 高齢者障害者福祉課	0855-52-7480	8:30～17:15
	浜田地区広域行政組合 介護保険課	0855-25-1520	8:30～17:15
	島根県国保連 介護保険苦情処理係	0852-21-2811	9:00～17:00
第三者委員の苦情相談窓口	花口 喜代司	0855-28-2009	8:30～17:30
	濱岡 征宏	0855-28-2431	8:30～17:30

8. 身体拘束廃止・虐待防止の取り組みについて

当施設は、身体拘束の廃止に努めています。それでも自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、厚生労働省発出の「身体拘束ゼロへの手引き」と夕陽ヶ丘作成の「身体拘束廃止マニュアル」に基づいて実施いたします。実施の際は事前に家族への説明と同意を得て行います。

当施設は虐待防止のための措置を講じています。高齢者虐待防止委員会の開催、内部研修の開催、外部研修への参加を行っています。虐待防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者を置いています。

9. 非常災害対策

非常時の対応	夕陽ヶ丘の定める消防計画に基づいて対応します。状況に応じて柔軟に対応します。			
協力体制	浜田市ならびに浜田市消防本部、地域の消防団と連携して対応します。			
非常時に備えた訓練等	消防法ならびに夕陽ヶ丘消防計画に則り、年2回の消防訓練及び避難訓練を実施します。			
非常設備の有無	スプリンクラー	有	非常通報装置	有
	自動火災報知器	有	非常用電源	有
	誘導灯	有	ガス漏れ報知器	有
	防火扉	有	屋内消火栓	有
防火管理者	秋満 啓輔			

10. 第三者評価の実施状況

実施なし

11. 利用料

利用料金には、(1)基本料金(2)加算料金(3)介護保険外の自己負担料金があります。下記は負担割合証で1割負担の方の料金です。2割負担の方は2倍に、3割負担の方は3倍になります。ただし(3)介護保険外のその他の費用は負担割合証に関係なく同一料金です。

11-1(1)基本料金

介護保険制度では、要介護状態等によって基本料金が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。

尚、基本料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おきください。

	要介護度	従来型個室	多床室
基本料金 (1日当たりの自己負担額)	要支援1	632円	672円
	要支援2	778円	834円

11－(2)加算料金

加算は、以下の全てが加算される訳ではありません。必要に応じて一部が加算されます。以下の表は、参考までに一覧にしたものです。尚、加算料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますのでご承知おください。詳しくは、生活支援係までお尋ねください。

加 算 内 容	自 己 負 担 料 金
夜勤職員配置加算	24円／日 夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円／日 介護福祉士が80%以上配置されている場合
療養食加算	8円／日 医師が発行する食事せんに基づき、療養食を提供した場合
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	51円／日 6か月間において、退所者総数のうち在宅復帰した者の割合が、50%を超えている場合等（基本型の場合は算定しない）
送迎加算	184円／片道 送迎をご希望の場合は、片道につき加算されます
個別リハビリテーション実施加算	240円／日 1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
緊急短期入所受入加算	90円／日 利用者の状態や家族の事情等により、緊急に短期入所を受け入れた場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	自己負担額に9.7%を乗じた金額（基本料金と加算の合計金額） 介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円／月 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的実施している場合。

11－(3)介護保険外のその他の費用

以下の料金は、「売店」を除き、施設利用料の請求時に、施設利用料に足して請求させていただきます。都度の現金精算はいたしません。売店だけは、利用者と商店で直接現金での購入になります。

内 容	自 己 負 担 料 金
食 費	1,830円／日（朝食420円 昼食740円 夕食670円） 朝・昼・夕の3食を食べられた場合は、規定の食費1,830円をいただきます。 外出等で欠食された場合は、実際に食べられた費用を請求させていただきます。
居 住 費	多床室（4人部屋）： 437円／日 従来型個室： 1,728円／日（トイレは2部屋の共用となります）
理 容	ユキ美容室の出張理容です。 毎月第2月曜日と第4月曜日の午前中にサービスの提供があります。2,200円～/カット。毛染・パーマ等も希望されれば可能です。料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。家族や他業者が来訪して散髪することも可能です。
クリーニング代	チャームランドリーのクリーニングです。 寝巻130円 上衣・ズボン100円 肌着・パンツ・バスタオル60円 靴下（片足）20円 フェイスタオル30円等。料金は業者の設定ですので、予告なく変更することがあります。
洗濯機・乾燥機 使用料	100円／回 洗濯機のみ利用時 300円／回 洗濯機と乾燥機の利用時 個人の洗濯物を、施設内の洗濯機・乾燥機を利用された場合にお支払いいただきます。基本的に職員が代行して洗濯することは致しません。
コンセント使用料	110円／日 テレビ・アンカ・電気毛布等をご使用になられる際に、使用一品目ごとにお支払いいただきます。
予防接種費	1,000円～3,000円／回（行政の指導料金に基づきます） 入所の方で予防接種等を希望された場合に、予防接種に係る費用としてお支払いいただきます。

売 店	みあけ食料品店の出張売店をご利用いただけます。 毎週水曜日と土曜日の午後3時から約30分間売店の提供があります。
-----	---

12. 介護保険負担限度額制度

上記10-(3)の「食費」と「居住費」においては、利用者負担を軽減する制度が設けられています。この制度は公的な制度であり、所得に応じて第1段階から第4段階まで設けられています。各段階の決定は市町村が行います。介護老人保健施設が決定することは出来ません。

第1段階～第4段階の認定を受けるには、利用者あるいは代理の方が、利用者の住所地の市町村に申請する必要があります。認定が下りれば「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。入所(短期含む)の際は、必ず「介護保険負担限度額認定証」をその都度提示してください。また、介護保険負担限度額認定証は、1年に1度必ず更新する必要があります。各市町村から申請の案内が届いたら速やかに手続きを行い、介護保険負担限度額認定証が届いたら速やかに認定証を夕陽ヶ丘までご持参ください。

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。又は生活保護の受給者。
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円以下の人
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120万円超の人
第4段階	上記に該当しない方。介護保険負担限度額認定証の交付はされません。

負担額一覧表（1日当たり）

負担段階	食 費	居 住 費	
		多床室	従来型個室
第1段階の方	300円	0円	550円
第2段階の方	600円	430円	550円
第3段階①の方	1, 000円	430円	1, 370円
第3段階②の方	1, 300円	430円	1, 370円
第4段階の方	1, 830円	437円	1, 728円

13. 支払い方法

- ・毎月10日前後には前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までには請求額のお支払いをお願いします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、①現金②金融機関からの振込③口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。利用の途中に変更することも可能です。

夕陽ヶ丘 介護予防短期入所療養介護 重要事項確認書

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者と当施設が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

私は、介護予防短期入所療養介護を提供するにあたり、利用者に対し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

住 所 島根県浜田市国分町955番地1
施設名 介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

説明者 _____ 印 _____

私は、介護予防短期入所療養介護を利用するにあたり、上記説明者から本書面を受領し、これらの内容に関して説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

契約者 住 所 _____
(連帯保証人を兼ねる)
氏 名 _____ 印 _____
続柄 ()

代理人 住 所 _____
(連帯保証人を兼ねる)
氏 名 _____ 印 _____
続柄 ()

重 要 事 項 説 明 書

【 通所リハビリテーション 】

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 法人の名称 社会福祉法人 恵心会
代表者（理事長） 大橋 清秀
施設の名称 介護老人保健施設 夕陽ヶ丘
所在地 浜田市国分町955番地1
施設長 中村 誠司
TEL 番号 0855-24-8800
FAX 番号 0855-24-8801
2. 利用定員
通所リハビリテーション 35人
介護予防通所リハビリテーション 上記定員に含む
3. 営業日と営業時間
営業日 毎週 月曜日から土曜日
休 日 日曜日、12月31日から1月3日まで
それ以外に非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することがあります。
営業時間 9:30～16:00
4. サービスの実施地域
浜田市、江津市
5. 併せて実施する事業
介護老人保健施設 60人
短期入所療養介護（予防含） 空床利用による
訪問リハビリテーション（予防含）
居宅介護支援（予防含）
6. 基本理念と事業の目的及び運営方針
(基本理念)
ご家族や地域の人々と協力し、ご利用者が快適で自立した在宅生活を営むことができるように支援するとともに、地域に愛され信頼されるサービスを提供します。
(目的)
介護を必要とする要介護者及び要支援者に対して、明るく家庭的な雰囲気の中で生きがいを持てる家庭生活を送れることができるよう、リハビリテーションや日常生活サービスを提供することを目的とします。
(運営方針)

- ① 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心の機能維持・回復を図り、快適で自立した在宅生活を営むことが出来るよう努めます。
- ② リハビリテーションの観点から、必要とされる事項について、ご利用者又はご家族に理解しやすいように説明ならびに指導を行います。
- ③ 常にご利用者の心身の状況、病状および置かれている環境の把握に努め、適切なサービスの提供が行えるように努めます。

7. 施設の概要と設備

敷地面積		8,733.00㎡	
建物構造		鉄骨造1階建（耐火建築）	
“ 延床面積		2,984.9㎡（入所を含む総面積）	
設備の種類			
デイルーム	1 室	268.5㎡	1人あたりの面積 7.7㎡
機能訓練室	1 室	192.8㎡	“ 6.7㎡
診察室	1 室	16㎡	
薬剤室	1 室	16㎡	

8. 職員の配置（状況によって下記の員数は前後しますが、指定基準以上は配置しています）

従業者の職種	員 数	区 分				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				施設運営を統括する
医師	2	1			1	診療及び医学的管理
介護職員	9	8		1		介護業務、レクリエーション等
看護職員	1	1				看護業務、体調管理等
理学・作業療法士	6		6			リハビリ訓練等
管理栄養士	1	1				献立作成、栄養指導等
送迎運転手	1				1	送迎時の運転業務

9. サービスの内容

介護保険内サービス

排泄 ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。

入浴 ・ケアプランに基づき入浴を行ないます。

リハビリ ・理学療法士等により、ご利用者の状況に適合したリハビリを行い、身体機能の低下防止するよう努めます。

当施設の保有するリハビリ器具

パワーリハビリ機器4種＝足関節矯正起立台、移動式平行棒、歩行訓練用階段、

滑車運動器

その他の器機＝電気温熱治療器、マット訓練台、姿勢矯正鏡等

介護保険外サービス

昼食・管理栄養士の献立により、本人にあった食事形態で提供します。

10. 利用料（利用料には1基本料金、2加算料金、3介護保険外のその他の費用があります。
下記は負担割合証で1割負担の方の料金です。それ以外の方は負担割合証の割合によって
利用料が変わります。

(1) 基本料金

(6時間以上7時間未満)

要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

(2) 加算料金

・入浴介助加算（Ⅰ）	40円	入浴介助を行った場合
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合
・介護職員処遇改善加算Ⅰ		自己負担額に11.1%を乗じた金額 介護職員の賃金改善に関する計画を策定し適切な処置を講じている場合
・中重度者ケア体制加算	20円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合
・退院時共同指導加算	600円	病院又は診療所から退院する際、医師・理学療法士・作業療法士等が退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行い、当該利用者に初回のリハビリテーションを行った場合

※上記の加算はすべてが加算される訳ではなく、必要に応じて一部が加算されます。

基本料金、加算料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますので
ご承知おきください。

(3) 介護保険外のその他の費用

食費	740円	昼1食
おむつ代	実費相当額	

1 1. 苦情及び要望等の対応

苦情や要望は、下記の苦情相談窓口にご相談いただければ、速やかに対応します。

苦情相談窓口 秋満 啓輔 0855-24-8800 8:30~17:30

ご利用方法 面談でもお電話でも書面でも受け付けます。

書面の場合は、玄関の「ご意見箱」をご利用されても構いません。

第三者委員への相談

第三者委員 花口 喜代治 0855-28-2009 8:30~17:30

濱岡 征宏 0855-28-2431 8:30~17:30

行政機関への相談

浜田市役所（健康医療対策課） 0855-25-9320 8:30~17:15

江津市役所（健康医療対策課） 0855-52-2501 8:30~17:15

浜田地区広域行政組合（介護保険課） 0855-25-1520 8:30~17:15

島根県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口 0852-21-2811 9:00~17:00

1 2. 協力医療機関

名称 ・ 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター

所在地 ・ 浜田市浅井町 777 番地 12

電話番号 ・ 0855-25-0505

名称 ・ パール歯科

所在地 ・ 浜田市黒川町 4229-3

電話番号 ・ 0855-23-3988

1 3. 緊急時の対応（症状の急変が生じた場合等）

- ・ 施設医師が、診察ならびに処置を行います。
- ・ 状況によって、主治医へ連絡を行います。
- ・ 施設医師の判断により、必要があれば病院に搬送します。
- ・ 必要に応じて適宜ご家族や関係機関へ連絡します。

1 4. 事故時の対応

- ・ 施設医師が、診察ならびに処置を行います。
- ・ 施設医師の判断により、必要があれば病院に搬送します。
- ・ 必要に応じて適宜ご家族や関係機関へ連絡します。

1 5. 非常災害時の対応（対策）

- ・ 夕陽ヶ丘に定める消防計画に則り対応します。
- ・ 浜田地区消防本部、浜田地区広域行政組合と連携して対応します。
- ・ 夕陽ヶ丘に定める消防計画に則り年 2 回の避難訓練を実施します。

非常設備の有無

スプリンクラー	有り	自動火災報知器	有り	非常通報装置	有り
非常用電源	有り	誘導灯	有り	防火扉	有り
屋内消火栓	有り	ガス漏れ報知器	有り		
防火管理者	秋満 啓輔				

16. 秘密保持について

当施設の職員は、業務上知り得た個人情報を、在職中及び退職後においても、正当な理由なく第三者に漏らしません。

17. 個人情報の保護について

通所リハビリテーションを提供するに当たって、利用者の個人情報を、協力病院その他関係機関に対し必要最小限使用することがあります。個人情報の取り扱いにあたっては、別紙「個人情報の使用に係る同意書」に基づいて、利用目的並びに期間及び使用条件を定めて使用させていただきます。なお利用者並びにご家族の同意書を頂いた上で取り扱わせて頂きます。

18. 第三者評価の実施状況

実施なし

19. サービス利用に当たっての留意事項

医療機関への受診 医療機関への受診は、介護保険給付の対象になりません。

設備、器具の利用 施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。

喫煙、飲酒 令和元年7月1日改正健康増進法の施行により、施設内(敷地内)禁煙になりました。飲酒もできません。

迷惑行為等 ①騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに施設入所者の居室等に立ち入らないで下さい。

②カスタマーハラスメントへの対応

1. 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとします。

2. 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含みます。ただし、これらに限られるものではありません。

(1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

(2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求

(3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

(4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3. 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとします。

4. 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を検討させていただくことがあります。

5. カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがあります。

所持品の管理

基本的には各自で管理して下さい。

重 要 事 項 説 明 書

【 介護予防通所リハビリテーション 】

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 法人の名称 社会福祉法人 恵心会
代表者（理事長） 大橋 清秀
施設の名称 介護老人保健施設 夕陽ヶ丘
所在地 浜田市国分町955番地1
施設長 中村 誠司
TEL 番号 0855-24-8800
FAX 番号 0855-24-8801
2. 利用定員
通所リハビリテーション 35人
介護予防通所リハビリテーション 上記定員に含む
3. 営業日と営業時間
営業日 毎週 月曜日から土曜日
休 日 日曜日、12月31日から1月3日まで
それ以外に非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することがあります。
営業時間 9:30～16:00
4. サービスの実施地域
浜田市、江津市
5. 併せて実施する事業
介護老人保健施設 60人
短期入所療養介護（予防含） 空床利用による
訪問リハビリテーション（予防含）
居宅介護支援（予防含）
6. 基本理念と事業の目的及び運営方針
(基本理念)
ご家族や地域の人々と協力し、ご利用者が快適で自立した在宅生活を営むことができるように支援するとともに、地域に愛され信頼されるサービスを提供します。
(目的)
介護を必要とする要介護者及び要支援者に対して、明るく家庭的な雰囲気の中で生きがいを持てる家庭生活を送れることができるよう、リハビリテーションや日常生活サービスを提供することを目的とします。
(運営方針)

- ①医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心の機能維持・回復を図り、快適で自立した在宅生活を営むことが出来るよう努めます。
- ②リハビリテーションの観点から、必要とされる事項について、ご利用者又はご家族に理解しやすいように説明ならびに指導を行います。
- ③常にご利用者の心身の状況、病状および置かれている環境の把握に努め、適切なサービスの提供が行えるように努めます。

7. 施設の概要と設備

敷地面積		8、733.00㎡	
建築物構造		鉄骨造1階建（耐火建築）	
延床面積		2、984.9㎡（入所を含む総面積）	
設備の種類			
デイルーム	1室	268.5㎡	1人あたりの面積 7.7㎡
機能訓練室	1室	192.8㎡	6.7㎡
診察室	1室	16㎡	
薬剤室	1室	16㎡	

8. 職員の配置（状況によって下記の員数は前後しますが、指定基準以上は配置しています）

従業者の職種	員 数	区 分				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				施設運営を統括する
医師	2	1			1	診療及び医学的管理
介護職員	9	8		1		介護業務、レクリエーション等
看護職員	1	1				看護業務、体調管理等
理学・作業療法士	6		6			リハビリ訓練等
管理栄養士	1	1				献立作成、栄養指導等
送迎運転手	1				1	送迎時の運転業務

9. サービスの内容

介護保険内サービス

排泄 ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。

入浴 ・ケアプランに基づき入浴を行ないます。

リハビリ ・理学療法士等により、ご利用者の状況に適合したリハビリを行い、身体機能の低下防止するよう努めます。

当施設の保有するリハビリ器具

パワーリハビリ機器4種＝足関節矯正起立台、移動式平行棒、歩行訓練用階段、

滑車運動器

その他の器機＝電気温熱治療器、マット訓練台、姿勢矯正鏡等

介護保険外サービス

昼 食 ・管理栄養士の献立により、本人にあった食事形態で提供します。

10. 利用料（利用料には1 基本料金、2 加算料金、3 介護保険外のその他の費用があります。
下記は負担割合証で1 割負担の方の料金です。それ以外の方は負担割合証の割合によって
利用料 が変わります。

(1) 基本料金

要支援1	2,268 円 (2,148 円)
要支援2	4,228 円 (3,988 円)

(2) 加算料金

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 88 円	介護職員の総数の内、介護福祉士の 占める割 合が70%以上である場合
	要支援2 176 円	〃
・介護職員処遇改善加算Ⅰ		自己負担額に11.1%を乗じた金額 介護職員の賃金改善に関する計画を 策定し適切な処置を講じている場合
・退院時共同指導加算	600 円	病院又は診療所から退院する際、医師・ 理学療法士・作業療法士等が退院前カ ンファレンスに参加し退院時共同指 導を行い、当該利用者に初回のリハビ リテーションを行った場合
・利用を開始した日の属する月から 起算して12 カ月を超えた期間に 介護予防通所リハビリテーション を行った場合	要支援1 1,200 円 減算 要支援2 2,400 円 減算	

情報を収集し、データを厚生労働省のシステムに提出します。個人情報については匿名化されるため、個人は特定されません。

※上記の加算はすべてが加算される訳ではなく、必要に応じて一部が加算されます。

基本料金、加算料金は法改正や体制の変化等で定期的に変更となりますので
ご承知おきください。

(3) 介護保険外のその他の費用

食 費	740 円	昼1食
おむつ代	実費相当額	

1 1. 苦情及び要望等の対応

苦情や要望は、下記の苦情相談窓口にご相談いただければ、速やかに対応します。

苦情相談窓口	秋満 啓輔	0855-24-8800	8:30~17:30
ご利用方法	面談でもお電話でも書面でも受け付けます。 書面の場合は、玄関の「ご意見箱」をご利用されても構いません。		

第三者委員への相談

第三者委員	花口 喜代治	0855-28-2009	8:30~17:30
	濱岡 征宏	0855-28-2431	8:30~17:30

行政機関への相談

浜田市役所（健康医療対策課）	0855-25-9320	8:30~17:15
江津市役所（健康医療対策課）	0855-52-2501	8:30~17:15
浜田地区広域行政組合（介護保険課）	0855-25-1520	8:30~17:15
島根県国保連合会 介護サービス苦情相談窓口	0852-21-2811	9:00~17:00

1 2. 協力医療機関

名称	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター
所在地	浜田市浅井町 777 番地 12
電話番号	0855-25-0505

名称	パール歯科
所在地	浜田市黒川町 4229-3
電話番号	0855-23-3988

1 3. 緊急時の対応（症状の急変が生じた場合等）

- ・施設医師が、診察ならびに処置を行います。
- ・状況によって、主治医へ連絡を行います。
- ・施設医師の判断により、必要があれば病院に搬送します。
- ・必要に応じて適宜ご家族や関係機関へ連絡します。

1 4. 事故時の対応

- ・施設医師が、診察ならびに処置を行います。
- ・施設医師の判断により、必要があれば病院に搬送します。
- ・必要に応じて適宜ご家族や関係機関へ連絡します。

1 5. 非常災害時の対応（対策）

- ・夕陽ヶ丘に定める消防計画に則り対応します。
- ・浜田地区消防本部、浜田地区広域行政組合と連携して対応します。
- ・夕陽ヶ丘に定める消防計画に則り年 2 回の避難訓練を実施します。

非常設備の有無

スプリンクラー	有り	自動火災報知器	有り	非常通報装置	有り
非常用電源	有り	誘導灯	有り	防火扉	有り
屋内消火栓	有り	ガス漏れ報知器	有り		
防火管理者	秋満 啓輔				

16. 秘密保持について

当施設の職員は、業務上知り得た個人情報を、在職中及び退職後においても、正当な理由なく第三者に漏らしません。

17. 個人情報の保護について

通所リハビリテーションを提供するに当たって、利用者の個人情報を、協力病院その他関係機関に対し必要最小限使用することがあります。個人情報の取り扱いにあたっては、別紙「個人情報の使用に係る同意書」に基づいて、利用目的並びに期間及び使用条件を定めて使用させていただきます。なお利用者並びにご家族の同意書を頂いた上で取り扱わせて頂きます。

18. 第三者評価の実施状況

実施なし

19. サービス利用に当たっての留意事項

医療機関への受診	医療機関への受診は、介護保険給付の対象になりません。
設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただく場合もあります。
喫煙・飲酒	令和元年7月1日改正健康増進法の施行により、施設内(敷地内)禁煙になりました。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに施設入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持品の管理	基本的には各自で管理して下さい。

私は、通所リハビリテーションを利用するに当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

說明者 秋滿 啓輔

私は、通所リハビリテーションを利用するに当たり、上記説明者から本書面を受領し、これらの内容に関して説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 浜田市 番地

氏 名 _____

ご家族
(連帯保証人を兼ねる)

住 所

氏 名 _____
(続柄 _____)

代理人
(連帯保証人を兼ねる)

住 所 _____

氏 名 _____
(続柄 _____)

注 通所利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。

令和8年6月

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

介護老人保健施設 夕陽ヶ丘

介護老人保健施設「夕陽ヶ丘」訪問リハビリテーション

(介護予防)訪問リハビリテーション 重要事項説明書

サービス提供の開始にあたり、当「夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション事業所」からあなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 訪問リハビリテーションを提供する法人

法人の名称	社会福祉法人 恵心会
所在地	浜田市国分町955番地1
代表者氏名	大橋 清秀
電話番号	(0855)24-8800
FAX番号	(0855)24-8801
ホームページアドレス	http://www.yuuhigaoka.org/

2. サービス提供をする事業所

事業所の名称	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション
指定年月日	平成 20 年 6 月 1 日
所在地	浜田市国分町955番地1
電話番号	(0855)24-8800
FAX番号	(0855)24-8801
指定事業者番号	3250780008
管理者	浜本 麻未
通常事業実施地域	浜田市、江津市

(1) 法人があわせて実施する事業

事業の種類	事業所名	指定事業所番号	利用員
介護保健施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設夕陽ヶ丘	3250780008	60人
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション			35人
居宅介護支援	夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所	3270700333	

(2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の目的、運営方針

[訪問リハビリテーションの目的]

身体機能の維持・向上だけでなく、歩行訓練やトイレの動作練習、入浴の動作練習等日常生活に直結した働きかけを行います。又ご家族に対する提案や住宅改修・福祉用具についてのアドバイス、ご利用者様一人一人の身体能力に応じた運動指導も必要に応じて行います。

[訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の運営方針]

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に当っては医師の指示及び訪問リハビリテーション(介護予防サービス)計画に基づき、ご利用者の心身の機能回復・維持を図り快適で自立した在宅生活を営むことが出来るよう適切に行います。

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供に当っては、親切丁寧に行う事を旨とし、ご利用者又はご家族に、リハビリテーションの観点から必要とされる事項について理解しやすいよう、指導又は説明をします。

サービスの提供に当っては、常にご利用者の心身の状況、病状および置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。認知症の状態にあるご利用者に対しては、ご利用者の特性に応じたサービス提供体制を整えます。

(3) 事業所窓口の営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休日とする。
営業時間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供日、提供時間

提供日	月、火、水、金曜日 但し、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休日とする。
提供時間	月、水、金曜日は13時30分～17時30分 火曜日は8時30分～17時30分

(5) 職員配置(状況によって下記の員数は前後しますが、指定基準以上は配置しています)

管理者	浜本麻未					
従業者の職種	員数	区分				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
医師	1	1				診療及び医学的管理
理学・作業療法士	6		6			リハビリ訓練等

(6) サービス内容

医師：診察により利用者の状態を正確に把握し理学療法士等に適切な指示を出し、医学的管理を行います。

理学・作業療法士：医師の指示及び訪問リハビリテーション(介護予防サービス)計画に基づき、ご利用者の心身の機能回復・維持を図り快適で自立した在宅生活を営むことが出来るよう適切に行います。

3. 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)のご利用について

(1)介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2)(介護予防)訪問リハビリテーションについての概要

(介護予防)訪問リハビリテーションは、要介護者(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士の協議によって、(介護予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

4. 提供するサービス内容、料金、利用料について

(1)提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション 介護予防訪問 リハビリテーション	利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持、向上を目指します。

(2)介護保険給付の自己負担額 (1割負担の場合)

(1)訪問リハビリテーション

区 分	利 用 料 金
訪問リハビリテーション費	308 円/回 通院等が困難な利用者に対して、理学療法士等が医師の指示に基づき、1 回につき 20 分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 円/回 リハビリテーションを直接提供する理学療法士等のうち勤続 7 年以上の者が配置されている場合。
処遇改善加算	自己負担額に 1.5%を乗じた金額
退院時共同指導加算	600 円/回 病院又は診療所から退院する利用者について、退院時に事業所の医師、理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に当該利用者に初回の訪問リハビリテーションを行った場合

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

区 分	利 用 料 金
訪問リハビリテーション費	298 円/回 通院等が困難な利用者に対して、理学療法士等が医師の指示に基づき、1 回につき 20 分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 円/回 リハビリテーションを直接提供する理学療法士等のうち勤続 7 年以上の者が配置されている場合。
処遇改善加算	自己負担額に 1.5%を乗じた金額
退院時共同指導加算	600 円/回 病院又は診療所から退院する利用者について、退院時に事業所の医師、理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し共同指導を行った後に当該利用者に初回の訪問リハビリテーションを行った場合。

※2割負担の場合は2倍、3割負担は3倍になります。

※提供時間は実際のサービス時間であり、居宅サービス計画に定める時間によるものとします。

※短期集中リハビリテーション実施加算の料金は病院・施設から退院・退所、もしくは初めて要介護・要支援の認定を受けた日から 3 か月以内の期間で、1 週間に 2 回以上訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を行った場合に、1 回当たり 200 円が加算されます。

※科学的介護情報システム(LIFE)を活用し、利用者の自立支援に資する目的で、心身の状態や ADL などの情報を収集し、データを厚生労働省のシステムに提出します。個人情報については匿名化されるため、個人は特定されません。

5. その他の費用について

区 分	利 用 料 金
交通費	利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合、交通費を実費請求いたします。 (通常の事業実施地域を超えた距離 1km につき 30 円)
光熱費	サービス提供にあたり必要となる利用者宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の負担となります。

6. 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(施設の実状に合わせて利用日毎に清算する方法としても可)
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの 3 方法があります。利用申込み時にお選びください。

7. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

9. 第三者評価の実施状況

なし

10. 要望及び苦情等の相談については下記のとおりです。

当施設への苦情相談	苦情相談窓口	浜本 麻未	
	苦情解決責任者	中村 誠司	
	連絡先	0855-24-8800	
関係行政機関への相談	健康医療対策課	0855-25-9320	8:30～17:15
	江津市健康医療対策課	0855-52-2501	8:30～17:15
	浜田地区広域行政組合	0855-25-1520	8:30～17:15
	島根県国保連合会介護保険苦情処理係	0852-21-2811	9:00～17:00
第三者委員への相談	花口 喜代司	0855-28-2009	
	濱岡 征宏	0855-28-2431	

11. 介護相談員制度

介護の相談について下記の制度をご利用いただけます。

名 称	浜田市介護相談員派遣制度
所 在 地	浜田地区広域行政組合介護保険課
電話番号	0855-22-2612
受付時間	介護相談員来所時

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話0855-24-8800 内線13)

要望や苦情などは、苦情相談窓口にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

重要事項説明書

夕陽ヶ丘 指定居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています
(島根県指定 第3270700333号)

社会福祉法人 恵心会

重要事項説明書

1、事業者・当法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 恵心会		
代 表 者 氏 名	理事長 大橋 清秀		
所 在 地	〒697-0003 島根県浜田市国分町955番地1		
電 話 番 号	0855-24-8800		
F A X	0855-24-8801		
併 設 事 業 所	介護老人保健施設夕陽ヶ丘 (介護予防)短期入所療養介護		
	夕陽ヶ丘通所リハビリテーション 夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション		

2、事業所の概要

事 業 所 名	夕陽ヶ丘 指定居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	3270700333 (H13年1月1日 指定)
代 表 者 氏 名	新田 優美
所 在 地	〒697-0003 島根県浜田市国分町955番地1
電 話 番 号	0855-24-8282
F A X	0855-24-8261
サービスを提供する地域	浜田市(弥栄町、旭町を除く)・江津市波子町

3、営業日・営業時間

営 業 日 及 び 時 間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
休 業 日	土・日曜日、国民の祝日に関する法律による休日及び 12月29日～1月3日(祝日法による休日を除く)
夜 間 ・ 休 日 に つ い て	営業時間外や、上記の休業日以外でも常時(24時間)連絡が取れる体制をとっています。 介護老人保健施設 夕陽ヶ丘： 0855-24-8800 ※ご利用者様から連絡を受けた夜間勤務職員が、担当ケアマネジャーへ連絡する事により速やかな対応を致します。

4、事業所の職員体制

	職 務 内 容	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	事業の管理・運営全般	1名(兼務)		1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導・助言等	1名(兼務)		1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	3名		3名

5、目的

本事業所は、介護保険法(平成9年12月法律第123号(以下「法」という。))の基準原理に基づくと共に高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、又介護を要する高齢者に対して、介護相談、介護計画等の支援をすることを目的とする。

6、運営方針

- 1、事業所は、被保険者が要介護状態又は要支援状態になった場合、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行うものとする。

- 2、 事業所は、被保険者が要介護状態又は、要支援状態に係る申請に対して利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又被保険者が申請を行っているか、否かを確認しその支援を行う。
- 3、 事業所は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて被保険者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し務める。
- 4、 事業所は、関係市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平・客観性、更に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を行うよう配慮し務める。
- 5、 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供されるサービスが偏ったものとならないよう務める。

7、提供するサービスの内容

様（以下「利用者」という。）に提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、利用者の心身状況を把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、利用者が出来る限り自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画を作成し、この計画に従って現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を言います。

(1) 居宅支援の内容

・ 居宅サービス計画の作成

①ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話しをお聞きます。

（必要に応じて主治医に意見をお尋ねする場合があります）

②利用者のご家族の希望を踏まえた計画を基に自宅にて、関係事業所と共に話し合いを行います。

・ 少なくとも毎月1回は自宅訪問し、サービス提供状況や心身の状態についての把握

・ 情報の提供と相談、苦情の対応

利用者及びその家族等からの相談対応は、利用者の自宅又は事業所の相談室等、第三者の目に触れない場所でお受けします。

・ 要介護（要支援）認定の申請、更新・変更申請時の代行

・ 関連事業者等の連絡調整

・ 給付管理票の作成、提出

・ 介護保険施設に入所を希望される場合の情報提供等必要な支援

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

・ 利用者の状態が安定している事を前提として実施します。

・ 実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。

・ 2ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。

・ テレビ電話装置を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報収集を行います。

8、介護支援専門員の交代等

(1) 利用者は、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る事ができます。

(2) 事業者は、必要に応じ介護支援専門員を交代する事ができます。但し、その場合には利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

9、利用料金

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、居宅介護サービスを受けられるにあたっての利用者負担金はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払わない場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を保険者に提出しますと、払い戻しを受けられます。

居宅介護支援	【Ⅰ】介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満 要介護1・2の場合 要介護3・4・5の場合 【Ⅱ】介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満 要介護1・2の場合 要介護3・4・5の場合 【Ⅲ】介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上 要介護1・2の場合 要介護3・4・5の場合	10,860 円/月 14,110 円/月 5,440 円/月 7,040 円/月 3,260 円/月 4,220 円/月
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合。もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	3,000 円/月
入院時 情報連携加算	入院・入所する際に利用者に関する必要な情報を医療機関等に提供した場合 (Ⅰ)入院した日の内に情報提供した場合 (Ⅱ)入院後した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合	2,500 円/月 2,000 円/月
退院・退所加算	退院退所するにあたり病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報を得た上で計画を作成し調整を行った場合 ・連携1回 カンファレンス参加・・・①有 ②無 ・連携2回 カンファレンス参加・・・③有 ④無 ・連携3回 カンファレンス参加・・・⑤有	① 6,000 円/回 ② 4,500 円/回 ③ 7,500 円/回 ④ 6,000 円/回 ⑤ 9,000 円/回
特定事業所加算	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	I 5,190 円/月 II 4,210 円/月 III 3,230 円/月 A 1,140 円/月
特定事業所 医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること	1,250 円/月
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービスの利用調整を行った場合	2,000 円/回
通院時情報 連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	500 円/回
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4,000 円/月
介護職員等 処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単位数の2.1%

- (2) 解約料

一切かかりません。

10、事故発生時の対応・損害賠償

事業所は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、その損害を賠償します。ただし、その賠償について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

11、サービス内容に関する相談・要望・苦情等の窓口

(1) 当事業所の相談・苦情受け付け ※事業所の営業日の受付時間内にお願いします。

相談・苦情窓口（担当者）	介護支援専門員 新田 優美
受付時間	8時30分～17時30分
電話番号	0855-24-8282
F A X	0855-24-8261

(2) その他相談・苦情受け付け機関

行政機関 ※行政庁の開庁日の受付時間内にお願いします。

名 称	浜田地区広域行政組合（介護保険課）		
受付時間	8時30分～17時15分		
電 話	0855-25-1520	F A X	0855-25-1506
名 称	島根県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）		
受付時間	9時～17時		
電 話	0852-21-2811		
名 称	島根県介護保険審査会事務局（島根県庁高齢者福祉課内）		
受付時間	8時30分～17時15分		
電 話	0852-22-5256		
名 称	浜田市 健康医療対策課	名 称	金城支所 市民福祉課
受付時間	8時30分～17時15分	受付時間	8時30分～17時15分
電 話	0855-25-9320	電 話	0855-42-1235
名 称	江津市 高齢者障がい者福祉課	名 称	三隅支所 市民福祉課
受付時間	8時30分～17時15分	受付時間	8時30分～17時15分
電 話	0855-52-2501（代）	電 話	0855-32-2806

第三者委員 ※事業所の営業日の受付時間内にお願いします。＜(1)と同じ＞

氏 名	花口 喜代司	氏 名	濱岡 征宏
住 所	浜田市国分町751-2	住 所	浜田市国分町1786-2
受付時間	8時30分～17時30分	受付時間	8時30分～17時30分
電 話	0855-28-0548	電 話	0855-28-2431

12、利用者自身によるサービスの選択と同意

- 1, 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- 2, 特定の事業所に不正に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

当事業所におけるケアプランへの居宅サービス等の位置付けについてはつぎのとおりとなっています。

1, 期間 令和 7 年 9 月 1 日 ~ 令和 8 年 2 月 28 日

2, 期間中のケアプラン作成件数 416 件

3, 期間中のケアプランにおいて下記サービスを位置付けた割合及び件数

訪問介護	56 % (233 件)
通所介護	19.2 % (80 件)
福祉用具貸与	73.3 % (305 件)
地域密着型通所介護	15.9 % (66 件)

4, 3のサービスごとの回数のうち、同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位）

居宅サービス	提供事業者	割合	回数
訪問介護	(有) 三晃	33.5 %	78
	ハート介護センター	27 %	63
	ヘルパーステーション絆	12.9 %	30
通所介護	デイサービスやまもの家	31.3 %	25
	緑ヶ丘デイサービスセンター	28.8 %	23
	美川デイサービスセンター	15 %	12
福祉用具貸与	さわやかケアチャーム事業所	44.9 %	137
	岩多屋福祉事業部	37.4 %	114
	ほほえみライフ	6.9 %	21
地域密着型通所介護	リハビリ特化型デイサービス あいあい	34.9 %	23
	デイサービスセンター絆	28.8 %	19
	いきいきプラス浜田店	9.1 %	6

13、守秘義務

- 1, 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。
- 2, 前項の規定にかかわらず利用者及びその家族に関わる居宅サービス計画書を立案するためのサービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援事業者とサービス事業者との連絡調整において、個人の情報提供が必要となった場合、事前に同意の上、居宅介護サービス計画に位置づけられた事業者、主治医及び保険者に対し使用させて頂きます。なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏らしません。また、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録することとします。

14、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1, 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- 2, 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 3, 当該事業所従業者又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 4, 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 5, 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

新田 優美

15、居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- 1, 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

夕陽ヶ丘居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項について説明しました。

夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所 介護支援専門員

重要事項説明書についての説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 (住所)

(氏名)

家 族 (住所)
(又は後見人)

(氏名)

R8年6月1日 改定